

決算公告

事業年度 自 平成25年 4月 1日
(第70期) 至 平成26年 3月31日



貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	66,299	流動負債	30,146
現金及び預金	335	工事未払金	22,214
預 け 金	5,926	リース債務	72
受取手形	437	未 払 金	3,256
完成工事未収入金	46,919	未払法人税等	578
売 掛 金	245	未 払 費 用	774
関係会社株式	0	未成工事受入金	770
未成工事支出金	9,712	預 り 金	194
商 品	5	工事損失引当金	127
材料貯蔵品	17	完成工事補償引当金	14
前払費用	268	賞与引当金	2,134
繰延税金資産	1,264	そ の 他	6
そ の 他	1,174	固定負債	4,978
貸倒引当金	△9	長期未払金	77
固定資産	30,370	リース債務	98
有形固定資産	14,427	再評価に係る繰延税金負債	865
建 物	5,175	退職給付引当金	3,900
構 築 物	211	資産除去債務	36
機械及び装置	355		
車 輛 運 搬 具	13	負債合計	35,124
工具、器具及び備品	352		
土 地	8,110	純 資 産 の 部	
リース資産	163	株 主 資 本	58,717
建設仮勘定	44	資 本 金	5,610
無形固定資産	1,827	資 本 剰 余 金	10,210
ソフトウェア	1,434	資本準備金	4,104
ソフトウェア仮勘定	224	その他資本剰余金	6,105
そ の 他	168	利 益 剰 余 金	42,896
投資その他の資産	14,115	利益準備金	916
投資有価証券	5,143	その他利益剰余金	41,979
関係会社株式	6,999	固定資産圧縮積立金	322
関係会社長期貸付金	190	別 途 積 立 金	33,950
敷金及び保証金	571	繰越利益剰余金	7,706
破産更生債権等	14	評価・換算差額等	2,827
繰延税金資産	992	その他有価証券評価差額金	1,280
そ の 他	412	土地再評価差額金	1,547
貸倒引当金	△207	純 資 産 合 計	61,545
資産合計	96,670	負債・純資産合計	96,670

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		156,696
完 成 工 事 原 価		140,517
完 成 工 事 総 利 益		16,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,806
営 業 利 益		7,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	159	
不 動 産 賃 貸 料	124	
雑 収 入	34	324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
不 動 産 賃 貸 費 用	45	
雑 支 出	35	81
経 常 利 益		7,615
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	91	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14	
共 済 会 清 算 返 戻 金	159	
そ の 他	6	271
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	78	
減 損 損 失	29	
災 害 に よ る 損 失	18	
特 定 工 事 損 失	14	
そ の 他	27	169
税 引 前 当 期 純 利 益		7,718
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,783	
法 人 税 等 調 整 額	173	2,956
当 期 純 利 益		4,761

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

商 品……移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 5～65年

その他 2～50年

平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権……貸倒実績率によっております。

② 貸倒懸念債権等……個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年と15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年と15年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。なお、株式会社東電通との合併により退職金制度が2制度存在しているため、処理年数が2種類となっております。

(追加情報)

当社は、平成26年4月1日付で確定給付年金制度及び退職一時金制度から、確定給付年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行するため、「退職給付制度間移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）の適用を予定しております。

この結果、翌事業年度において、特別利益537百万円の計上を予定しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、事業年度末日までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6, 7 8 6 百万円

2. 保証債務
 - (1) 従業員の住宅ローンに対して、債務の保証を行っております。
2 3 3 百万円
 - (2) 下記子会社の中央資材株式会社に対する債務に対して、債務の保証を行っております。
株式会社エムズフロンティア 1 1 2 百万円

3. 親会社株式
流動資産（関係会社株式） 0 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務
 - 短期金銭債権 6, 2 3 4 百万円
 - 短期金銭債務 1 2, 3 4 7 百万円
 - 長期金銭債務 9 8 百万円

5. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号 最終改正平成 13 年 6 月 29 日）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の方法
株式会社東電通との合併により取込んだ土地については、土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 項に定める地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっております。
 - (2) 土地の再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日
 - (3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
1, 2 8 9 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
 - 完 成 工 事 高 8 4 百万円
 - 完 成 工 事 原 価 6 0, 8 2 1 百万円
 - 販売費及び一般管理費 1, 2 8 4 百万円
 - 営業取引以外の取引高 1 4 3 百万円